

令和 7 年 8 月 2 8 日

白石市教育委員会(定例会)議案

白石市教育委員会

令和 7 年 8 月 2 8 日

白石市教育委員会(定例会)

参 考 資 料

白石市教育委員会

第28号議案

令和7年度白石市一般会計補正予算(9月)の申し入れ
について(案)

令和7年8月28日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

令和 7 年度 9 月補正予算（案） 説明資料

【歳入】

分類	事業名	事業目的及び効果	所属	学校給食センター
補	学校給食費値上げ補填事業 （物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）	物価高騰に伴う食材費の値上がりを受けて、牛乳の高騰分を市が負担することで、栄養基準を維持した安心安全な学校給食の提供と保護者の負担軽減を図ります。		

【歳出】

分類	事業名	事業目的及び効果	所属	学校管理課
単	白石きぼう学園 「おしごと探検隊 in 白石」	きぼう学園の児童生徒を対象に、「社会との接点」を意識した学びの機会として、学校、保護者、地域が一体となって、「働くこと」の面白さや大切さを学ぶための職業体験イベントを実施するための経費を計上しております。		
(補)	幼児教育の学び強化事業	幼児教育から学校教育の円滑な接続による不登校・いじめ対策に関する調査研究を行うための経費を計上しております。架け橋期における子供の心理面や行動面の実態把握と分析を行い、架け橋期のカリキュラムについて、不登校・いじめ未然防止の視点から改善を図ろうとするものです。		

第29号議案

白石市旧学校利用施設条例の一部を改正する条例に
関する意見について(案)

令和7年8月28日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第 29 号議案 白石市旧学校利用施設条例の一部を改正する条例に関する
意見について（案）

白石市旧学校利用施設条例の一部を改正する条例（案）

白石市旧学校利用施設条例（平成 30 年白石市条例第 8 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条第 2 項の表及び別表「旧白川中学校体育館」の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

白石市旧学校利用施設条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																										
（設置） 第 2 条 略 2 旧学校利用施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>旧斎川小学校体育館</td><td>白石市斎川字町尻南 1 番地 1</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr></table> 別表（第 7 条関係） 使用料 <table><tr><th>時間区分 施設名</th><th>午前 6 時～正午</th><th>正午～午後 5 時</th><th>午後 5 時～午後 9 時</th><th>午前 6 時～午後 9 時</th></tr><tr><td>旧斎川小学校体育館</td><td>5 2 0 円</td><td>5 2 0 円</td><td>5 2 0 円</td><td>1, 4 7 0 円</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr></table>	名称	位置	旧斎川小学校体育館	白石市斎川字町尻南 1 番地 1	_____	_____	時間区分 施設名	午前 6 時～正午	正午～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時	午前 6 時～午後 9 時	旧斎川小学校体育館	5 2 0 円	5 2 0 円	5 2 0 円	1, 4 7 0 円	_____	_____	_____	_____	_____	（設置） 第 2 条 略 2 旧学校利用施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>旧斎川小学校体育館</td><td>白石市斎川字町尻南 1 番地 1</td></tr><tr><td>旧白川中学校体育館</td><td>白石市白川津田字田中前 1 番地 2</td></tr></table> 別表（第 7 条関係） 使用料 <table><tr><th>時間区分 施設名</th><th>午前 6 時～正午</th><th>正午～午後 5 時</th><th>午後 5 時～午後 9 時</th><th>午前 6 時～午後 9 時</th></tr><tr><td>旧斎川小学校体育館</td><td>5 2 0 円</td><td>5 2 0 円</td><td>5 2 0 円</td><td>1, 4 7 0 円</td></tr><tr><td>旧白川中学校体育館</td><td>3 0 0 円</td><td>3 0 0 円</td><td>3 0 0 円</td><td>7 3 0 円</td></tr></table> 1	名称	位置	旧斎川小学校体育館	白石市斎川字町尻南 1 番地 1	旧白川中学校体育館	白石市白川津田字田中前 1 番地 2	時間区分 施設名	午前 6 時～正午	正午～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時	午前 6 時～午後 9 時	旧斎川小学校体育館	5 2 0 円	5 2 0 円	5 2 0 円	1, 4 7 0 円	旧白川中学校体育館	3 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円	7 3 0 円
名称	位置																																										
旧斎川小学校体育館	白石市斎川字町尻南 1 番地 1																																										
_____	_____																																										
時間区分 施設名	午前 6 時～正午	正午～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時	午前 6 時～午後 9 時																																							
旧斎川小学校体育館	5 2 0 円	5 2 0 円	5 2 0 円	1, 4 7 0 円																																							
_____	_____	_____	_____	_____																																							
名称	位置																																										
旧斎川小学校体育館	白石市斎川字町尻南 1 番地 1																																										
旧白川中学校体育館	白石市白川津田字田中前 1 番地 2																																										
時間区分 施設名	午前 6 時～正午	正午～午後 5 時	午後 5 時～午後 9 時	午前 6 時～午後 9 時																																							
旧斎川小学校体育館	5 2 0 円	5 2 0 円	5 2 0 円	1, 4 7 0 円																																							
旧白川中学校体育館	3 0 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円	7 3 0 円																																							

第30号議案

白石市教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則について(案)

令和7年8月28日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第 30 号議案

白石市教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則（案）について

白石市教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則（平成 4 年白石市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 9 条」を「第 19 条」に、「第 8 条から第 11 条まで」を「第 19 条から第 22 条まで」に、「法第 9 条第 1 項」を「法第 19 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「職員が、部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書」を「職員は、条例第 20 条第 1 項の第 1 号部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認を請求するとき、法第 19 条第 2 項の規定による申出（第 4 項において「第 2 項申出」という。）（第 1 号部分休業の承認の請求に係るものに限る。）をするとき又は条例第 20 条の 5 の第 3 項変更（第 4 項において「第 3 項変更」という。）（第 1 号部分休業に係るものを除く。）をするとき、第 1 号部分休業承認請求書」に、「部分休業を始めようとする 1 月前までに」を「あらかじめ、」に改め、同条第 2 項中「法第 9 条」を「法第 19 条第 1 項」に、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に、「部分休業を受けようとする」を「当該請求をした」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業及び第 2 号部分休業」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 前 2 項の規定は、条例第 20 条の 2 の第 2 号部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）について準用する。この場合において、第 1 項中「条例第 20 条第 1 項の第 1 号部分休業」（以下「第 1 号部分休業」という。）とあるのは「第 2 号部分休業」と、同項及び前項中「第 1 号部分休業の」とあるのは「第 2 号部分休業の」と、第 1 項中「第 1 号部分休業に」とあるのは「第 2 号部分休業に」と、「第 1 号部分休業承認請求書」とあるのは「第 2 号部分休業承認請求書」と、「様式第 1 号」とあるのは「様式第 1 号の 2」と読み替えるものとする。

- 4 教育委員会は、第2項申出時に予測できなかった事実が生じたことにより、第3項変更をしなければ条例第20条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることがある。

第3条第2項中「前条第3項」を「前条第5項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号の次に様式第1号の2を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）附則第2条の規定により、この規則の施行の日（以下「施行日」という）前において、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年宮城県条例第42号）による改正後の職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号。以下「新条例」という。）第20条第1項の第1号部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認の請求をし、同法による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項の規定による申出（第1号部分休業の承認の請求に係るものに限る。）をし、又は新条例第20条の5の第3項変更（第1号部分休業に係るものを除く。）をする職員は、経過措置期間における第1号部分休業承認請求書（附則様式第1号）に、請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄を証明する書類（以下「添付書類」という。）を添えて、施行日の前日までに、所属長を經由して白石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。この場合において、経過措置期間における第1号部分休業承認請求書（

附則様式第1号)及び添付書類は、施行日においてこの規則による改正後の教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則(以下「新規則」という。)第2条第1項の規定により提出されたものとみなす。

- 3 前項の規定は、新条例第20条の2第1項の第2号部分休業(以下「第2号部分休業」という。)について準用する。この場合において、前項中「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年宮城県条例第42号)による改正後の職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮城県条例第12号。以下「新条例」という。)」とあるのは「第2号部分休業」と、「第1号部分休業の」とあるのは「第2号部分休業の」と、「第1号部分休業に」とあるのは「第2号部分休業に」と、「第1号部分休業承認請求書(附則様式第1号)」とあるのは「第2号部分休業承認請求書(附則様式第2号)」と、「第2条第1項」とあるのは「第2条第3項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。
- 4 教育委員会は、附則第2項(前項において準用する場合を含む。)の規定による提出があった場合、新規則第2条第4項及び同条第5項の規定の例により、職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

白石市教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）<u>第19条及び職員</u>の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号。以下「条例」という。）<u>第19条から第22条までの規定に基づき</u>、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の<u>法第19条第1項の規定による部分休業（以下「部分休業」という。）の手続きに関し</u>て必要な事項を定めるものとする。 （部分休業の承認の請求手続） 第2条 <u>職員は、条例第20条第1項の第1号部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認を請求するとき、法第19条第2項の規定による申出（第4項において「第2項申出」という。）（第1号部分休業の承認の請求に係るものに限る。）をするとき又は条例第20条の5の第3項変更（第4項において「第3項変更」という。）（第1号部分休業に係るものを除く。）をするときは、第1号部分休業承認請求書（様式第1号）に請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄を証明する書類を添えて、あらかじめ、_____所属長を経由して白石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。</u> 2 教育委員会は、<u>法第19条第1項の規定に基づき第1号部分休業の承認の可否を決定したときは、別に定めるところにより当該請求をした_____職員に通知するものとする。</u> 3 <u>前2項の規定は、条例第20条の2の第2号部分休業（以下「第2号部分休業」という。）について準用する。この場合にお</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）<u>第9条</u>及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号。以下「条例」という。）<u>第8条から第11条まで</u> の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の<u>法第9条第1項</u> の規定による部分休業（以下「部分休業」という。）の手続きに関して必要な事項を定めるものとする。 （部分休業の承認の請求手続） 第2条 <u>職員が、部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ （様式第1号）に請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄を証明する書類を添えて、<u>部分休業を始めようとする1月前までに</u><u>所属長を経由して白石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。</u> 2 教育委員会は、<u>法第9条 _____</u> の規定に基づき<u>部分休業 _____</u> の承認の可否を決定したときは、別に定めるところにより<u>部分休業を受けようとする職員に通知するものとする。</u>

いて、第1項中「条例第20条第1項の第1号部分休業」（以下「第1号部分休業」という。）とあるのは「第2号部分休業」と、同項及び前項中「第1号部分休業の」とあるのは「第2号部分休業の」と、第1項中「第1号部分休業に」とあるのは「第2号部分休業に」と、「第1号部分休業承認請求書」とあるのは「第2号部分休業承認請求書」と、「様式第1号」とあるのは「様式第1号の2」と読み替えるものとする。

4 教育委員会は、第2項申出時に予測できることができなかった事実が生じたことにより、第3項変更をしなければ条例第20条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることがある。

5 教育委員会は、第1号部分休業及び第2号部分休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（子が死亡した場合等の届出）

第3条 略

2 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。

3 教育委員会は、部分休業

 の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（子が死亡した場合等の届出）

第3条 略

2 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

市（町村）教育委員会に属する職員の育児休業等に関する規則の改正について

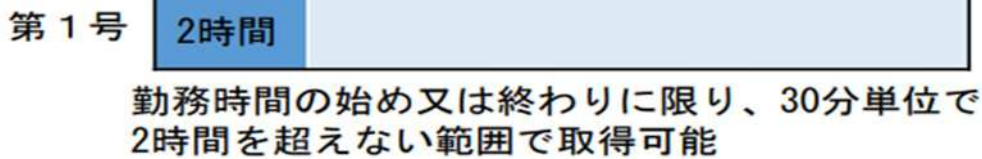
改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）が公布され、令和 7 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、職員の育児休業等に関する条例等について所要の改正を行う。

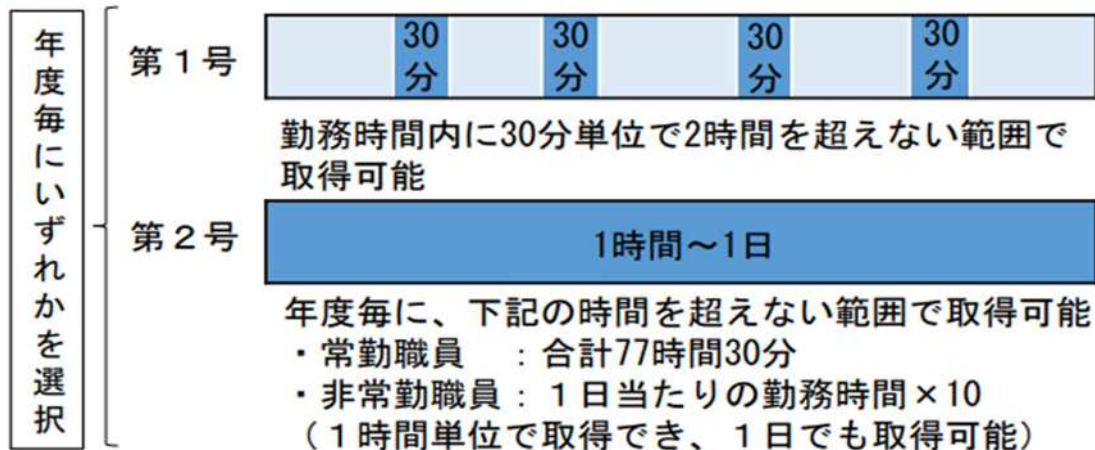
【制度改正概要】

- ・ 部分休業（育児のために勤務しないことを認める制度）について下記のとおり改正
 - 第 1 号 現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲とする取得形態を柔軟に変更
 - ・ 勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止
 - ・ 勤務時間内に 30 分単位で取得を可能とする取扱いに変更
 - 第 2 号 第 1 号に加えて新たな形態を追加
 - ・ 年度毎に下記の時間を超えない範囲で取得可能
 - 常勤職員 77 時間 30 分
 - 非常勤職員 当該職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間
 - ・ 1 時間単位で取得可能であり、1 日での取得も可能
- 申出 職員は年度毎に第 1 号又は第 2 号のいずれかの形態を選択可能とする
- 変更 特別の事情がある場合は申し出た形態を変更可能とする

【現行】



【改正後】



【改正法の施行期日等】

R7. 1. 8 公布、R7. 10. 1 施行

【経過措置（改正法附則第 2 項）】

法律の施行日前においても、令和 7 年 7 月 1 日から施行日以降の部分休業の請求等ができる。

第31号議案

教育委員会感謝状の贈呈について(案)

令和7年8月28日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第 3 1 号議案

教育委員会感謝状の贈呈について（案）

このことについて、下記のとおり感謝状を贈呈する。

記

氏 名 小関 洋

住 所 福島県福島市西中央 3 丁目 2 3 ー 3

内 容 甲冑、指小旗、刀、古文書等 8 4 点

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

白石市教育委員会 教育長 半 沢 芳 典

第32号議案

令和7年度白石市青少年相談センター後期相談員の
任命について(案)

秘密会のため非公開

令和7年8月28日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典